

生食発0331第1号  
令和2年3月31日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び  
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第60号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第127号）が本日公布又は告示され、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部がそれぞれ改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

1 添加物関係

(1) 省令関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、プシコースエピメラーゼを省令別表第1に追加したこと。

(2) 規格基準告示関係

法第11条第1項の規定に基づき、プシコースエピメラーゼの成分規格を設定し、それに伴い、C 試薬・試液等の改正を行ったこと。

## 2 残留基準値関係

### (1) 規格基準告示関係

法第11条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬クロルピクリン、農薬ジクロベンチアゾクス、動物用医薬品セファピリン、農薬フェンピコキサミド、農薬フルチアニル及び農薬プロチオホスについて、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙参照）。

## 第2 施行日又は適用期日

### 1 省令関係

公布の日から施行するものであること。

### 2 規格基準告示関係

(1) 告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品中の農薬等の残留基準値は、告示の日から起算して6月を経過した日から適用すること。

農薬等	食品
フルチアニル	メロン類果実及びメロン類果実（果皮を含む。）
プロチオホス	小豆類、らっかせい、ばれいしょ、さとうきび、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、にんにく、しょうが、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、マルメロ、びわ、ぶどう、くり及びその他のハーブ

## 第3 運用上の注意

### 1 添加物関係

プシコースエピメラーゼの使用に当たっては、それを使用した食品の適切な製造工程管理を行い、目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

### 2 残留基準値関係

(1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。ただし、セファピリンは、規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する化学的

合成品たる抗菌性物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならないこと。

- (2) 今回残留基準値を設定するクロルピクリンとは、クロルピクリンのみとすること。
- (3) 今回残留基準値を設定するジクロベンチアゾクスとは、ジクロベンチアゾクスのみとすること。
- (4) 今回残留基準値を設定するセファピリンとは、セファピリンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定するフェンピコキサミドとは、フェンピコキサミドのみとすること。
- (6) 今回残留基準値を設定するフルチアニルとは、フルチアニルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (7) 今回残留基準値を設定するプロチオホスとは、プロチオホスのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

### 3 その他

法に基づく食品中の農薬の残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬ジクロベンチアゾクスに係る新規農薬登録並びに農薬クロルピクリン及び農薬プロチオホスに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

## 別紙

## 農薬クロルピクリン（殺菌剤、殺虫剤及び除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.01	
小麦	0.01	
大麦	0.01	
ライ麦	0.01	
とうもろこし	0.01	
その他の穀類	0.01	
大豆	0.01	
小豆類	0.01	
えんどう	0.01	
そら豆	0.01	
らっかせい	0.01	
その他の豆類	0.01	
ばれいしょ	0.01	
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	
かんしょ	0.01	
やまいも（長いものをいう。）	0.01	
こんにゃくいも	0.01	
てんさい	0.01	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.01	
かぶ類の根	0.01	
かぶ類の葉	0.01	
西洋わさび	0.01	
クレソン	0.01	
はくさい	0.01	
キャベツ	0.01	
芽キャベツ	0.01	
ケール	0.01	
こまつな	0.01	
きょうな	0.01	
チンゲンサイ	0.01	
カリフラワー	0.01	
ブロッコリー	0.01	
その他のあぶらな科野菜	0.01	
ごぼう	0.01	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.01	
その他のきく科野菜	0.01	

農薬クロルピクリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	0.01	
ねぎ（リーキを含む。）	0.01	
にんにく	0.01	
にら	0.01	
アスパラガス	0.01	
わけぎ	0.01	
その他のゆり科野菜	0.01	
にんじん	0.01	
パセリ	0.01	
セロリ	0.01	
みつば	0.01	
その他のせり科野菜	0.01	
トマト	0.01	
ピーマン	0.01	
なす	0.01	
その他のなす科野菜	0.01	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.01	
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.01	
しろうり	0.01	
すいか（果皮を含む。）	0.01	
メロン類果実（果皮を含む。）	0.01	
まくわうり（果皮を含む。）	0.01	
その他のうり科野菜	0.01	
ほうれんそう	0.01	
オクラ	0.01	
しょうが	0.01	
未成熟えんどう	0.01	
未成熟いんげん	0.01	
えだまめ	0.01	
その他の野菜	0.01	
りんご	0.01	
いちご	0.01	
その他のハーブ	0.01	

農薬ジクロベンチアゾクス（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.01	

動物用医薬品セファピリン（半合成抗菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.03	0.03
牛の脂肪	0.03	0.03
牛の肝臓	0.03	0.03
牛の腎臓	0.03	0.03
牛の食用部分	0.03	0.03
乳	0.03	0.03

農薬フェンピコキサミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.6	
ライ麦	○ 0.6	
バナナ	○ 0.2	

農薬フルチアニル（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	0.3	0.3
なす	0.2	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2
すいか	0.05	0.05
メロン類果実		0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	0.07	
未成熟えんどう	0.5	0.5
りんご	○ 0.2	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 0.4	
いちご	0.5	0.5
ぶどう	○ 0.7	

農薬プロチオホス（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
大豆	0.05	0.05
小豆類	● 0.03	0.05
らっかせい	● 0.02	0.05
ばれいしょ	● 0.02	0.05
かんしょ	0.05	0.05
てんさい	0.5	0.5
さとうきび	● 0.05	0.5
はくさい	●	0.1
キャベツ	● 0.03	0.2
芽キャベツ	●	0.2
チンゲンサイ	●	0.2
カリフラワー	●	0.2
ブロッコリー	●	0.2
その他のあぶらな科野菜	●	0.2
ごぼう	0.1	0.1
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	○ 2	
にんにく	● 0.03	0.1
にら	○ 0.2	0.1
その他のゆり科野菜	○ 0.2	0.1
しょうが	●	1.0
みかん		0.05
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実	●	0.1
りんご	●	0.3
日本なし	○ 0.2	0.1
西洋なし	○ 0.2	0.1
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
いちご	0.3	0.3
ぶどう	● 1	2.0
かき	0.2	0.2
バナナ		0.01
くり	● 0.01	0.1

農薬プロチオホス（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
茶	○ 5	5.0
その他のスパイス	○ 10	0.1
その他のハーブ	●	0.2

脚注

※○：令和2年3月31日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和2年9月30日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、セファピリンは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

## 参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。